

第9回 地域間連系線の利用ルール等に関する検討会 議事録

1. 概要

日時：平成29年6月29日（木） 15：00～16：20

場所：電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室A・会議室B・会議室C

出席者：

大山 力 座長（横浜国立大学大学院 工学研究院 教授）
秋元 圭吾 委員（公益財団法人地球環境産業技術研究機構 システム研究グループリーダー・主席研究員）
市村 拓斗 委員（森・濱田松本法律事務所 弁護士）
大久保 昌利 委員（関西電力株式会社 電力流通事業本部 副事業本部長）
岡本 浩 委員（東京電力パワーグリッド株式会社 取締役副社長 経営改革担当）
沖 隆 委員（株式会社F-Power 副社長）
菅野 等 委員（電源開発株式会社 常務執行役員）
鍋田 和宏 委員（中部電力株式会社 執行役員 グループ経営戦略本部 部長）
松村 敏弘 委員（東京大学 社会科学研究所 教授）
曳野 潔 オブザーバー（資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課長）
鍋島 学 オブザーバー（資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 電力供給室長）
那須 良 オブザーバー（資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 電力流通室長）
小川 要 オブザーバー（資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室長）
石川 浩 オブザーバー（電力・ガス取引監視等委員会事務局 ネットワーク事業監視課 総括企画調査官）
松島 聡 オブザーバー（日本風力開発株式会社 常務執行役員）
真野 秀太 オブザーバー（SBIナジー株式会社 渉外部 制度渉外グループマネージャー）
丸山 隆之 オブザーバー（JXTGエネルギー株式会社 執行役員 電力事業企画部長）

欠席者：

牛窪 恭彦 委員（株式会社みずほ銀行 産業調査部長）
恒藤 晃 オブザーバー（電力・ガス取引監視等委員会事務局 ネットワーク事業監視課長）
椎橋 航一郎 オブザーバー（丸紅新電力株式会社 経営企画部長）

議題：

- (1) 地内送電系統の利用ルールに関する検討について
- (2) 間接オークション導入時期確定に向けたマイルストーン評価（第二段階）について

資料：

- (資料1) 議事次第
- (資料2) 地内送電系統の利用ルールに関する検討について
- (資料3) 導入時期確定に向けたマイルストーン評価（第二段階）

2. 議事

- 事務局 電力広域的運営推進機関 進士企画部長より、議事次第に従って本検討会議事の説明が行われた。

(1) 地内送電系統の利用ルールに関する検討について

- 事務局 電力広域的運営推進機関 運用部 田治見担当部長より、地内送電系統の利用ルールに関する検討について、資料2に沿って説明が行われた。
- 丸山オブザーバー
 - 正直、旧一般電気事業者と新電力と比べると一つの発電所の大きさがまるで違う。抑制といっても、例えば1軸、2軸しかない事業者はハーフロードにしなければならないが、規模の大きなところは6基とか8基ある発電機うちの1つを止めれば十分であったり、他の近隣の発電所を焚き増しする、あるいは電源を増すといった多様な対処方法が選択できるので、事業に対する影響度が非常に異なる。
 - 非常に似たような議論が平成27年12月10日に行われた第3回「電力基本政策小委員会」で優先給電ルールの見直しが議論されている。おそらく系統に制約があってどこを優先給電させるのかという課題は、今回の話と非常にネイチャーが似ていると思って聞いていた。この小委員会で使用された資料5の中では、今後に向けて「メリットオーダーでの調整」という考え方が入っている。大規模・長期間の抑制でもそういった基本的な考え方と整合する形で、抑制に伴う発電総コストへの影響を低減させるといった発想から同じように、単に按分するとかオークションという以外にメリットオーダーという考え方も考慮されるべきではないかと思う。
- 田治見担当部長
 - 今回提示させていただいたやり方が全てではないと思っている。その他の方法も含めて検討していく必要がある。

○ 沖委員

- 私どもは電力を買う側の立場にいる。まず計画停止について、例えば、建替えがあるので1週間とか半月とか止めるような長期の停止がある場合は、1年とか2年よりも前にはおそらく計画が立てられるのではないかと思うので、長期間の停止工事については、欧米の例にもある通り、5年くらい前にアナウンスしてもらえるとありがたい。その期間に供給力確保を事前に用意できるので、大型の停止については前広に情報が欲しい。
- もう一つは、供給力の不足について、先ほどのJXの話にもあったが、旧一般電気事業者はいろいろ代替の電源を持っておられるので、供給力そのものについてはあまり問題がないと思われ、当然長期停止の場合には基本的には需要の低い時に工事を行っているから余裕があるはず。ただし、我々の購入先の主力の発電所が停止になってしまう場合、我々は選択肢が少ないので、例えば他の電力事業者から融通してもらえるなどフレキシブルに電源を確保できるような仕組みなどを作っていただければありがたい。もちろん、供給力不足ということであれば「市場からの調達があるのではないか」、ということになるのだろうが、大規模な電源が止まった時、例えば10万kW規模の大きな電源が2～3週間止まるといったことがあれば、単に按分して止めるといったこともあるかと思うが、代わりになる電源を別の電気事業者から優先的に給電いただけるような供給力確保の仕組みなど別の発想も含めて考えていくと、停止の調整もスムーズに進むと思う。

○ 岡本委員

- 今回のルール見直しについて、大きく2つの意見を申し上げたい。
- 1つは停止に対する予見性が重要になるということ。もともと今回の（調整の）やり方が（プロラタに）変わったことの周知というのは、（東電としては）広域機関に協力いただいて出来る限り他事業者へ理解をいただくようにしていきたい。また、合わせてどのようにすればできるだけ早く周知できるかということを考える必要があることも一般送配電事業者として認識している。
- もう1つは、調整の方法について現状、プロラタということになっているので、そちらで進めさせて欲しいと思っている。
- 一方で、コネクト&マネージといった議論も始まっていることは認識している。連系線の利用ルールではメリットオーダーという考え方で整理していただいております、（連系線と地内送電線で）対象設備の数等の違いがあるとは思いますが、今後は基本的な送電容量が貴重になってそれをどのように皆で公平、効率的に使うのかといった観点からすると、市場を活用した解決が1番望ましいということだと思ふ。ここでいう（5ページ目に記載されている）C基準の検討を早く進めてそこに整合する形でこの問題を解決すべきと思う。
- A、B、C基準という話があると認識しているが、結局、B基準はどうやって合理的に想定潮流を見込むかということになるのだと思う。混雑がどんな時でも起きないように考えると結局A基準になってしまう。過度に安全サイドに振れないように見直すのがBと理解しているものの、やはり一定程度混雑を許容するという考え方をしないと、Bという考え方自体がAに近いものになっていくので、あまり効果がなくなっていくおそれがあると思う。そういった面ではコネクト&マネージの観点から早く、地

内・連系線を問わず、市場での（送電容量の）割り当て方について、連系線で議論した内容もうまく活用しながら進めていく方が良いと考える。

○ 松村委員

- 今回の資料で最も重要なのは「コネクト&マネージ」である。これから送電線の使い方も建て方も合理化していくためには考え方を抜本的に変えなくてはならない、ということが本来 1 番に課題として認識されなければならないと思っている。
- その場合、混雑をどのようにマネージするかということだが、作業停止で起こっている問題と非常に近い。作業停止の時にどのように合理的に処理するのかということが明らかになれば、将来コネクト&マネージを考えると活用できる、ということに繋がっていくことは忘れていただきたい。作業停止時の調整という小さな問題だけを解決するために議論するわけではない。この基本的な認識を持つべき。
- 次に、実際にどのように電源を止めるのかという話と、経済的な負担をどう割り振るのかという話は切り離して考えていただきたい。仮にプロラタといったある種負担は皆で負うにしても、メリットオーダーで一番止めるのが効率的なところから止めていって、一方実際に止めた人が全部負担するのではなく、負担を分け合う方がはるかに公平で効率的で自然だと思う。経済の話と実際の運用の話は切り離すべき。
- 先ほど、メリットオーダーという話が出てきたが、今回の事務局の提案にあるオークションを入れるとか取引するとかはまさにメリットオーダーがこれを実現できるだろうと思って提示されていると見ている。よりコストの高いところの方がより放棄しやすく、その結果として入札のようなことをすると自然にメリットオーダーになるのではないか、という意図で出てきているのだと思う。もしそうでないと思うならば、これによってそういうことが起きそうにない、という説得力ある理屈を言っていたらいい。メリットオーダーが望ましいから再考してくれと言われても戸惑ってしまう。
- コンペーションについて、動かしたいところは、本来止めなければならなかったところを止めなくて済んだといったことがあったとするならば、そのコンペーションの原資は卸価格をベースにして、卸価格マイナス発電コストの部分は利益があったのだから、それを超過して抑制してくれたところに還元する形で、実際に対象になったところで閉じるようなコンペーションとするのは十分可能。その結果としてコストの高いところから順番に手を挙げていき、コンペーションを受ける方に回っていくというのは合理的なやり方だと思う。入札といった大仰なやり方が良いのか、予めコストを届けておいて自動的にやるという簡便なやり方が良いのかは、いろいろ検討の余地があると思う。

○ 市村委員

- 先ほどからの話でも出てきているが、基本的には「予見可能性」ということが一つ重要な視点であり、それと共に既存設備を最大限に有効活用していくことをどのようにバランスを取っていくのか、ということだと思う。
- 特に、スライド 5、6 ページ目にあるが、まさに既存設備を最大限に有効活用するかということで、「予

見可能性」だけを見ると、原則混雑を発生しないということが連系する人からすれば最も良いことになるのだと思うが、他方でそれに限らず重要なのは情報開示といった観点かと思う。まさにコネクト&マネージが実現された時に、連系しようとする人が実際にどれだけ抑制される可能性があるのかきちんと確認ができる、予見ができるという、情報の開示という視点が予見性という観点から重要になると思う。

- これまでも検討情報の開示ということが行われてきたと思うが、あまり知られてこなかったと個人的には思っているので、仮に新たなルールを導入する際にも予見可能性、情報開示という視点が重要になると思う。
- 大久保委員
- 23 ページにはいろいろな調整方法のアイデアの記載があるが、発電機会を極力確保するというスタンスに立つと基本的に現行の左に書かれているような作業停止調整の方が良いのではないかと考えている。発電事業者の停止計画を収集した上で、発電抑制を極力軽減するように停止時期の調整を行うことが良いと考える。
- 26 ページでいろいろなアイデアが出されているが、作業停止の時期を調整する際には、左から 2 番目のようにプロラタで送電線の運用容量以内に合計発電量を抑えた上で、その後で発電事業者間で例えば左から 3 番目・4 番目のように抑制量をどのように配分するのかという考え方もあると思う。
- 菅野委員
- 先ほど松村先生のご指摘にもあったように、流通設備の作業停止時に関わるルールに留まらずに、ネットワークの混雑時にどうするかというような大きなルールの変更にいずれつながる議論と理解。
- そういった観点からすると、発電事業者からすると出力抑制に対する対応がやり易い電源となかなかできない電源があるので、そのあたりを入口としてどう整理するのかというのは混雑処理一般のルールということであれば大きな問題だと思う。
- 資源エネルギー庁の省エネルギー・新エネルギー部の『再生可能エネルギーの大量導入時代における政策課題に関する勉強会』の資料で公開されているが、そちらでもネットワークの議論がかなり大きく出てきている。再生可能エネルギーは現状では出力抑制がコントロールできることになっていないと思うので、連系線の検討の中でも申し上げたが、その点との兼ね合いを含めて再生エネルギーの取扱いは入口で整理する必要があると感じている。
- 真野オブザーバー
- 先ほど市村委員が指摘された情報公開に関連するところで、1 点お願いがあり、21 ページ目のところで接続検討回答等で詳細な説明が必要ということでもあると思うが、現状、弊社の接続検討への申込みに対しても回答いただいでいて、以前よりもかなり情報が出てくるようになってきている。ただし、あくまである一定の断面においての状況ということで、今後、どちらかという作業停止の話ではなく B 基準・C 基準の話、つまりコネクト&マネージといった話になると、1 年間 8760 時間見たときにどの

程度止まるのか、どの程度そういったリスクがあるのかということをもう少し今まで以上の情報がないと、なかなか事業者としてはリスク評価しにくいと考える。逆に、リスク評価が出来れば事業が実施できるということになるので、そういった情報開示は是非お願いしたいと思う。

○ 曳野オブザーバー

- 作業停止と供給力確保義務との関係で申し上げると、基本的に供給力確保義務をしっかり果たすということは重要だが、自分の電源が止まってしまうので確保義務を果たせないという議論がなされるのであればそれは必ずしも容認できない。当然、市場で調達することも可能だし、実際、経産省で小売事業者を登録するときに市場から全て調達するという事業者も登録している。当然、差し替えが起こればどの電源が止まったとしても限界電源は同じであるはずなので、それによってコストが変わってしまうことはなく、もちろん個別発電所の採算性は変わってくると思うが、それがあがる故にここではオークション方式というものが提案されていると理解している。作業停止調整があるが故にインバランスを出して大丈夫なのだというようなことではないということは申し上げたいと思う。
- その上で、対応の柔軟性がない事業者に対して配慮するというは、一見合理的であるかのように感じるが、非常に注意が必要なのではと考えている。というのは、対応の柔軟性がない事業者、つまり電源の柔軟性がない事業者、例えば石炭火力にも配慮すべきということになると、その瞬間に自分は柔軟性がないのだということをアピールすることがむしろ経済的に優位に立つことになってしまい、結果的に全ての事業者がそういう方向に働くとすれば、経済的にも系統の安定性からしても良くない方向に行くのではないかと思う。この点、詳細はしっかり議論していただきたいと思う。

○ 鍋田委員

- 先ほどから話を聞いていて、流通設備の作業や長期の工事期間における情報開示というのはとても重要だと感じた。また、なるべく早めに情報を出すということも重要だと思った。
- 発電機も大型の改修をやろうとすると、おそらく2～3年前から計画を立てるはずなのでそれくらい前から状況が分かればありがたいと思う。
- 先ほど、旧一般電気事業者は大型の発電機がたくさんあって止めやすいので、やはりそこから止めるという話があったかと思うが、1つの送電系統で見ればおっしゃる通りかもしれないが、どこの送電系統の発電所についてもまずは旧一般電気事業者からということになってしまうので、そこは公平ではないと思う。まずはプロラタでやっていただいて、その後に事業者間でのオークション制がうまく機能すれば良いことではないか。

○ 佐藤事務局長

- 補足的な説明になるが、なるべく相当前に（作業停止の）情報を公開するというのは当然だと思うのだが、我々が心配しているのは、そのようかなり前の時点で作業停止を発表することがだんだん難しくなっているのではないか、ということである。
- ページ16の要因分析の最初のところにも記載しているが、定常時だったら3年に1回とか4年に1

回とか淡々と作業停止を行っていけば問題ないはずが、連系する発電事業者が増加してくると、他電源を止めなくて繋げる場合は問題ないが、今では再エネでも新規電源でも大きな電源が結構あり止めざるを得なくなってくる。逆に、止めないと、連系したいと言っている新規参入事業者にいろいろ文句を言われるといったことになりかねないので、むしろ今までよりも停止計画の計算がしにくくなっているのではないかと。そうすると、計算がしにくくなっているところで、例えば、今までは発電事業者は3年前の送電停止計画に従えば良かったが、最近では1年前になって突然抑制しなければならないということを急に言うてくるが多くなってくると、今まで通り発電事業者にプロラタでやってもらえるのか疑問に思う。

- そうすると、松村先生が言った通り広義の意味でお金が多くの問題を解決することになるかと思うが、非常に止めにくいのであれば止めさせないで欲しいといったようなネゴシエーションになるだろうし、割と止めやすいのであればお金をいただければ止める、といったようなのが26ページ目の案①とか案②につながってくるのではないかと考えている。ただ、松村さんや菅野さんがおっしゃっていたように、メリットオーダー上、止めた方が良いのに簡単に止められないので止めないとか、本当は止めない方が良いのに何等かの理由でメリットオーダー上止まってしまうという問題が出てきたら、それは考えれば良いと思う。どういふ場合があるか、我々も考えるし、こういった場合は例えば問題になるというので26ページ目の案①、案②は修正した方が良いということがあれば教えていただきたい。言いたいのは、基本的にプロラタでやれば良いが、予見できない停止が増えてきたときにはプロラタだけでは相当多くの人たちに不満が起きてしまうのではないかとということで今回の案を提案させていただいた。また、(作業停止の調整は、)松村先生がおっしゃったような将来のコネクト&マネージに一番繋げやすい入門編だと考えている。これすらできないのであれば、将来の地内送電線のコネクト&マネージは相当難しいと考えており、何とか良い知恵を先生方に出していただければと思っている。

○ 松村委員

- 菅野さんがおっしゃったのは、私は経済と抑制を切り離せばかなりの程度解決する問題だと思っている。つまり、止めにくいと主張して結局止まらなかったら負担しなくてもよくなった抑制すると損になるのだが、止められない電源でも動かすのは良いが、その結果余分に得た利益は再配分する、という合理的なルールに変えていけば、かなりの程度解決するのではないかと。
- 本当に止めにくい電源ばかりだとすると、限界費用が低い電源を止めなければならないが、その場合、先ほど私が言ったルールだとコンペーションがとて大きくなるので、結局自分の首を絞めることになる。ご指摘になった問題もあるということを確認した上で、そのような人が得にならないように制度の作り方を検討する必要があると感じた。
- 次に、今までは旧一般電気事業者が実質的に制御されていると思うが、これからかなりの情報が透明になって、新規参入者も旧一般電気事業者も同じ情報を得られるという状況だとすれば、経済的な負担の割当がプロラタと言われても納得感があるかもしれない。一方で、旧一般電気事業者の発電部門は送配電の作業停止がいつありそうかということが他の事業者よりも先に分かっていそうだと周りの人が疑っている状況であれば、(プロラタでは)納得感がなかなか得られない。それに対応

して、自分たちの発電所の定期点検は入れられるが、他の人では1年遅れになり間に合わないというようなことがあったらなおさら難しい。これから送配電部門はさらに中立化していくので、こうした問題はなくなってくると思うが、この問題は例えば兼業規制とかというようなテーマで蒸し返されるのだと思う。発電部門と送電部門の役員を兼職するなどという信じがたい要求が別のところで出てくると、やはりその役員経由で情報が漏れるとの疑念を如何に除くのかという議論をしなければならなくなるということもあり得る。ここでは、あくまで中立性が十分に確保され、合理的な期日で十分アナウンスされていることを前提として、経済的負担という意味でのプロラタということを行ったのだということを確認しておきたい。

○ 岡本委員

- 先程、大久保委員からもお話があったが、若干気になっている点をお話させていただく。23ページで、現状基本は、流通が発電に合わせるべきものなので、そこにぴったり合えば良いが、なかなかそうもいかない。あるいは大型の停止というのもある、できるだけ早くそういったものの予見性をもってやっっていく、ということだろうと理解している。23ページだと、フローチャートを見る限りでは、発電からこれからは流通に合わせるというふうにも見えなくない。基本は発電に合わせていけば調整が少なくて済む。その合わせづらいところをどうするかという考えだろうと思う。実務的なフローについて、左と右で同じなのか、①、②、③で順番を入れ替えるとまるっきり中身が変わるのか、ここは良く見せていただくとありがたい。
- 25ページ、26ページのところで、案①、案②というのが、今後のコネクト&マネージを考えると良いのではないかという話もあったが、停止調整ということだけに合わせたオークションと、日々動いているスポットを使って容量を割り当てるとするのは大分違って、ある停止調整の容量を売買したとすると、やむを得ない事情によって停止時期が変わるということもあるので、変わったら案①ではどうすれば良いのか、案②ではどうすれば良いのか、実務的な面が回るのかということをご検討いただく必要があるのではないかと思う。
- 松村先生がおっしゃった点について言うと、我々も実際のところ発電部門とグリッドの部門で、そういった情報の交換というのは全くありませんし、ましてや役員レベルには全く情報が上がってこない、そういった心配というのはないと思う。特に2020年以降は更にはないというふうにご理解いただきたい。

○ 松村委員

- 今の点だけ確認させてもらいたい。今まで発電所の停止に合わせて、送電の作業停止を行っていたということは、送配電部門は、新規参入者を含めて発電の停止計画を全部おさえていたのか、それとも自社の発電の停止計画に合わせてやっていたのか、その点をはっきりさせてもらいたい。

○ 岡本委員

- 年間を通じた計画を頂戴しているという風に理解している。これはどの事業者でも同じことなので、会

社によって違うということはない。

○ 松村委員

- もう一回確認させて欲しい。鍋田委員も先程おっしゃったとおり、発電側の停止計画は2～3年前から計画しているということ。従って、送電部門は少なくともそれよりも前から自社のことはある程度分かっていたのでしょうけれど、他社のことを本当に把握して送電線の計画を立てていたのか。すごく形式的なことを言っているようで、私はとても重要なことを言っていると思っている。事務局案は、送電線の作業停止計画は早く出して、その後で発電所はそれに合わせて修繕計画等を建てるというイメージで資料を書かれていたと思うが、先ほど岡本委員は逆の方が良いとおっしゃっている。だが、発電所の停止計画に合わせるということをする、送電部門は、自社の発電所の停止計画は良く知っているかもしれないが、本当に全体のことを良く知っているのか。そうすると、そこでものすごく不公平感が生まれてこないかということに相当に心配している。本当に東京電力の送電部門は新規参入者の停止計画を数年前から正確に知ってそれを反映して公平に送電線の作業計画を建てていたのかという点について、私は相当疑っている。今までだって自社の都合に合わせてきたのではないか。今までは自社の発電部門が圧倒的なシェアをとっていたから、ほぼ自社の停止計画が全体の停止計画に近かったのだらうけれど、岡本委員ですらそれぐらいに中立性に対する感覚が希薄だったのではないかと、今の発言が示しているのではないかと。

○ 岡本委員

- かなり誤解があるのではないかと、思っている。まず、大型の停止とそれ以外は、我々としてはかなり違うと思っている。大型の停止の場合は、供給力に与える影響が大きいので、通常、需給がタイトになるので、ピーク期を外して大型のものを計画する。一方で、大型でない日数の短いものについては、いただいた発電計画とできるだけ同調できれば良いし、できなければできないということになる。大型のものについては、一年を超える前から停止の計画をしているので、ある程度開示させていただくことは、どの発電事業者から見ても同じだと思う。そのイコールフットイングに何か違いがあるというご理解については、全く違うのではないかと、思う。

○ 大久保委員

- 作業停止調整について意見がある。長期に年度計画から調整すると、突発的に、例えば風が引っかって取らなければならないので、送電線を止めなければならないような、そういう事態もあるので、計画的な作業停止と緊急的な作業停止を区別してケーススタディングした方が良いのではないかと、思う。

○ 曳野オブザーバー

- 先程、松村委員からご指摘をいただいたので補足させていただく。私の問題意識としては、この話と関連する話として、優先給電ルールの中での電源Ⅲについての出力制御優先給電の実務を見てい

て、少し危機感を持っている。今の優先給電ルールは、電源Ⅲの火力については、広域機関のルールで、経済的に合理的な範囲で出力抑制に応じることになっていると理解している。

- 再生可能エネルギーが非常に入っている地域において、ある事業者から「自分達の火力は最低出力が100%で全く抑制は1%もできない」というようなお話をいただいている。拳証責任が反対側に移っているので、これは経済的に非合理ではないだろうと広域機関なりエネ庁が本当に言えるかという自信がない。
 - 結果的に何が起こるのかというと、先程の松村委員のご指摘は全くそのとおりで、経済的に出力制御がかかれば良いが、そのようなルールがない限り、結果的に再生可能エネルギーがたくさん入ってきた時に、その火力発電が抑制されず、太陽光なり風力の出力抑制がその分行われるというような事態になるのではないかと、大変危惧している。
 - 従って、大変なのでやりませんということではなく、経済的に何か評価がされ、インセンティブが入るようなルールがビルトインされるという意味では、広域機関の今回の話というのは危機感を覚えるものではないが、現行のルールではむしろ再エネに出力制御がかかってしまうことが、近い将来起きるのではないかという点について、本当にそれで良いのか、しかるべきところで議論する必要があるのではないかと、という問題意識から申し上げた。
- 田治見担当部長
- 先程23ページで流通設備の停止を変更させたら良いかということがどういう意味合いかと言うと、多くの一般送配電事業者では多分、流通設備の停止について同時に集める前にある程度の下調整がされていて、そこに発電機を合わせて最適にまとめていくというのが現行のやり方だろう。
 - そうした場合に、多くの抑制をしなければならないということだと、各発電事業者も事業計画とか燃料の調達とか色々考えられている中で調整をしていくのは、かなり難しい話。多くの発電抑制を伴うようなものについては、先行的に提示してまとめていったらどうか。今のルールを変えるということではなく、今のルールに加えて、そういうものをメニューとして用意したらどうかというご提案である。

議題（2）間接オークション導入時期確定に向けたマイルストーン評価（第二段階）について

- 事務局 電力広域的運営推進機関 運用部 運用計画グループ 鹿島マネージャーより、資料3に沿って、説明が行われた。
- 菅野委員
- 状況は良く分かった。非常に大変なご苦労があると思う。ただし、私共は連系線を跨ぐ取引を実際に行っている当事者として、間接オークションの導入に向けて契約の変更の必要がある。その契約の変更は、電力の販売契約全体の見直しもあって、恥ずかしながら電源特定の契約も残っているので、私共としてはその辺も直していきたいと考え、小売事業者との交渉を始めているところ。現実

論としては、この間接オークションがいつ始まるかということが協議の期限を決めることになるので、半年前には決定してアナウンス、ということはよろしくお願ひしたい。間接オークションの開始時期が決まれば、私共がやっている契約の見直し協議についても現実的な締切がそこに定まるといことになるので、前もったアナウンスをお願ひしたい。

○ 曳野オブザーバー

- エネ庁の立場から、一言コメントをさせていただきたい。

間接オークションの導入時期については、昨年 11 月の第 5 回検討会において、事務局から技術的な観点から最速で 2018 年 4 月を目途に導入が可能であると説明をいただき、エネ庁の審議会の方でもその旨ご説明いただいた。今般、そういった状況があったにも関わらず、システム開発の遅れで半年以上も制度開始の目標時期が遅れてしまうということ、その上、現時点においても明確なシステム開発完了時期、導入開始時期が確定できないことは、憂慮すべき状況であると言わざるを得ない。

また、先程の説明にもあったが、今年 4 月にも、取引市場へ影響を与えるシステム上の不具合が発生しており、これについては事業者の皆様方からの信頼ということもありますので、経済産業省としても重要な問題であると考え、広域機関に対し、口頭での注意をさせていただいたところ。

間接オークションは、導入に向けた関係者の期待も大きい仕組みであると認識しており、改革の歩みの「速さ」と「確実性」の両立をしっかりと図っていくことが求められていくと思う。

新たな制度を開始するにあたっては、信頼性のあるシステム開発が非常に重要ですので、システム開発委託先を厳正に管理していただいて、必要に応じて開発体制も強化していただき、適正なプロジェクトマネジメントを行い、一刻も早くシステムの品質向上を実現していただくとともに、間接オークションの導入開始時期については、更なる遅延が生じることがないよう、一層気を引き締めて取り組んでいただきたい。

○ 佐藤事務局長

- ご指摘ありがとうございます。今回、システム開発の遅れによって、導入開始時期を遅らせてしまったことを誠に申し訳なく思っている。先程、菅野委員からご指摘いただいたように、事業者の方の今後のビジネスに関しましても、混乱を生じさせかねないということを真摯に反省し、まずは不具合発生に伴う再発防止策を徹底して、平成 30 年下期の早い段階を目指すというところは確実に成し遂げたいと思っているので、今後ともご指導方よろしくお願ひ申し上げます。

○ 真野オブザーバー

- 間接オークションは再エネの導入に非常に寄与すると認識しているが、間接オークション導入によって再エネ導入の拡大にどのくらいつながるか、定量的な分析をお願ひできればと考えている。できるだけルールの検討の際にイメージ図だけだとどうしてもなかなか分かりづらいところもあるので、できれば具体的な数字をもってご紹介いただけると、このルール変更によってこういった効果が期待されるかとい

たところが理解しやすいので、そういった対応をお願いしたい。

- 大山座長
- それではなるべく急いでとしか言えないわけだが、この辺で本議題は終わりにしたいと思う。

- 大山座長
- 本日の予定議題は以上となるが、全体を通してコメントがあればお願いしたい。

- 大山座長
- 特にないようなので、それでは事務局から。

- 進士企画部長
- 事務局より、今後の検討会についてご連絡させていただく。本検討会はこれまで、間接オークションの導入に関する詳細設計や経過措置の在り方等について議論を重ね、一定の方向性が固まり、本年 3 月 30 日の検討会後に中間取りまとめを公表した。委員、オブザーバーの皆様におかれましては、これまで様々な御意見を頂戴し、感謝申し上げます。
今回の議題にもあった「地内送電系統の利用ルール」は、先程の事務局からの説明のとおり、本年 4 月 24 日に当機関で開催した「第 23 回広域系統整備委員会」において、本検討会にタスクアウトされた検討事項である。今後は本テーマが主な検討課題となってくることを踏まえ、次回以降の検討会の名称を「地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会」に変更し、第 1 回から開催してまいりたいと考えている。
これに伴い、次回の検討会からは委員及び事業者オブザーバーについては、テーマに沿った形で見直しを検討したいと考えているのでご理解いただきたい。
新メンバーの方々を含め、委員等の皆様には事務局より改めてご連絡差し上げる。

- 大山座長
- 以上で本日の議事は全て終了した。

以上